

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

| 行政サービス等の名称 | 概要 | 受理証明書等の提示の要否 | | その他備考 | 担当課室 |
|-------------------------|--|--------------|----|-------|---------------------------|
| | | 必要 | 不要 | | |
| 税の証明書取得時の委任状省略 | 本人以外の方が税の証明書（所得課税証明書、納税証明書等）を取得する際、住民票上で同世帯の親族と確認できれば委任状を省略可としている。同世帯だが親族でない人も、ファミリーシップ制度受理証明書提示により親族と同等とし、委任状省略で取得できるようにする。 | ○ | | | 税務課管理係 0566-95-9876 |
| 市民病院での面会や症状の説明 | 市民病院での面会や症状の説明をすること。 | | ○ | | 医事経営課 (代) 0566-48-5050 |
| 市民病院での緊急連絡先の指定 | 市民病院での緊急連絡先の指定をすること。 | | ○ | | 医事経営課 (代) 0566-48-5050 |
| 碧南市営住宅への入居 | 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、契約者の親族として取扱うこととし、碧南市営住宅への入居（同居）を可とする。 | ○ | | | 建築課管理係 0566-95-9906 |
| がん患者アピアランス補整用具購入費助成事業申請 | 助成対象者が未成年の場合は、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。 | ○ | | | 健康課成人保健係 0566-48-3751 |

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

| 行政サービス等の名称 | 概要 | 受理証明書等の提示の要否 | | その他備考 | 担当課室 |
|---------------------|---|--------------|----|--|----------------------------|
| | | 必要 | 不要 | | |
| 若年がん患者在宅療養費助成事業申請 | 助成対象者が未成年の場合は、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者を保護者として取扱う。 | ○ | | | 健康課成人保健係 0566-48-3751 |
| 母子健康手帳の申請・受領 | 妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申請・受領ができる。 | ○ | | 下記の点が必要となります。 ・妊婦が碧南市に住民票があること ・委任状の提出 ・後日、妊婦本人との面接 | 健康課母子保健係 0566-48-3752 |
| 犯罪被害者等支援金（遺族支援金）の支給 | 故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の御遺族への支援金支給 | ○ | | | 地域協働課交通防犯係 0566-95-9873 |